

都市基盤整備特別委員会

平成16年5月27日午後1時30分から第1会議室で開かれた。

1. 出席委員

◎坂口 徹	○嶋田 善行	松田 正
吉川 勝義	三木 誓士	木澤 正男
		浅井議長

2. 理事者出席者

助 役 芳村 是	都市建設部長 北村 光朗
建設課長 堤 和雄	都市整備課長 藤本 宗司
都市整備課参事 西田 哲也	同課長補佐 藤川 岳志
同課長補佐 佃田 真規	同課長補佐 井上 貴至
上下水道部長 池田 善紀	

3. 会議の書記

議会事務局長 浦口 隆	同 係 長 猪川 恭弘
-------------	-------------

4. 審査事項

別紙の通り

委員長	開 会（午後 1 時 3 0 分） 署名委員 嶋田委員、松田委員
委員長	それでは委員会を始める前に 4 月の委員会でも報告をいただきましたが、役員が改選されているということで人事異動について報告をいただきたいと思います。 （ 職員紹介 ）
委員長	委員の皆様にはご苦労さまです。三木委員がこちらへ向かわれている途中ですが、都市基盤整備特別委員会を開会いたします。 役員改選で嶋田副委員長と共に、1 年間、都市基盤整備特別委員会運営にあたらせていただきますので、委員の皆さんまた、理事者の皆さんには議事がスムーズに進行いたしますように、ご協力をよろしくお願いを致します。
委員長	それでは、本日の会議を開きます。 始めに、町長が欠席のため助役より挨拶をお受けいたします。 （ 助役挨拶 ）
委員長	次に、本委員会の会議録署名委員を私より指名いたします。 署名委員に、嶋田委員、松田委員のお二人を指名いたします。 本日の審査案件は、お手元に配付しておりますとおりでございます。
委員長	初めに、1. 都市計画道路の整備促進に関することについて（1）「いかるがパークウェイ」についてを議題といたします。理事者の説明を求めます。藤本都市整備課長

都市整備
課長

いかるがパークウェイについて報告させていただきます。稲葉車瀬地区におきましては、土地の境界がほぼ確定し、買収予定面積が算出されましたことから、6月4日（金）に稲葉車瀬公民館におきまして、国から今後の用地買収の進め方の説明と用地買収への協力をお願いについて、説明会を開催させていただく旨、地権者の皆様方に案内をさしあげております。説明会では、買収予定の面積について各地権者の方に通知させていただき、補償の考え方等について説明させていただく事となっております。また、建物をはじめとして事業に支障となる物件の移転補償等について現地調査に入らせていただく旨、お願いもしていく事となっております。今後の工程といたしましては、秋頃に農地の所有者の方々に対し、土地の買収単価等についての説明会を予定しておりまして、具体的な交渉に入らせていただくこととなっております。建物の所有者の方々には補償調査も終了した後、個々に交渉をさせていただく事になると考えられております。なお、全体の用地買収といたしましては、できるだけ早期に完了させていきたいと国の方も考えております。

次にモデル区間の安全対策といたしまして、町道470号線とパークウェイとの交差点付近の交通安全対策であります。町道470号線の交差直前に南北に「交差点注意」の看板と白線による破線を設置し、交差道路の注意喚起の措置を施しております。

次にモデル区間本線工事に関連して実施されておりました町道470号線及び451号線の水路改修工事につきましては、工期を延長して進めておりましたが、本日国の終了検査があり、工事が終了すると聞いております。これをもちましてモデル区間及びそれに関連する国の工事は完了したところであります。

今後のモデル区間の施設管理についてであります。前回報告させていただいておりましたボランティア団体「桂の会」の方々と国と活動内容について協議していただきました。今後は、いかるがパークウェイ推進協議会にも確認させていただいた上で、今後具体的な管理協定等について会と調整して参りたいと考えております。また、モデル

区間工事中に現場に掲示しておりました事業PRパース6枚、幅約2m×高さ1.5mについてPR施策の一環として掲示することについてであります。パークウェイ全線の設定を考慮して「やすらぎゾーン」「ふれあいゾーン」「にぎわいゾーン」の各事業PRパースを掲示する事を基本に掲示場所を決定しております。場所と掲示するパースはお手元の資料をご覧くださいと思います。まず「にぎわいゾーン」では幸前の国道沿いの事業地に①と、県道高田斑鳩線の町住跡地に②とそれぞれ1枚ずつ設置します。また、「ふれあいゾーン」では稲葉車瀬集落北側の事業予定地に③を1枚設置いたしまして、「やすらぎゾーン」の三室地区では町道沿いの事業地に④と⑤を、国道25号三室交差点の角の事業地に⑥を設置する事といたしております。6月に工事に着手していただく事となっております。設置いたしましたパースによりまして、より多くの方にかかるがパークウェイをPRする事ができ、より理解を深めていただけるものと考えております。

なお、その他の事業として、三室交差点の鬼坂付近の狭隘な部分の改良であります。残りの1軒につきましては、代替地の関係が整理でき次第、補償額を掲示していただき契約をしていただく予定と前回委員会で報告させていただいておりましたが、その所有者の方が代替地として現在と同じ自治会の区域内である龍田西8丁目で現在土地開発公社が保有しております代替地の一部を希望されております。町といたしましては当該地を代替地として提供する場合の諸問題について、まず調整して参りたいと考えております。以上でかかるがパークウェイについての報告とさせていただきます。

委員長 説明が終了しましたので、質疑をお受けいたします。

木澤委員 前回の委員会の中で、今、課長からも報告ありましたように、農協から降りてくる道との交差部分じゃなしに、服部道との交差部分、そこには停止線は引いてないと思うんですが、前は引いていると確

か、言っておられたと思うが。

都市整備
課長 町道となる法隆寺線と服部道の交差部につきましては、正面のお宅の所に右折れ、左折れの大きな看板、突き当たりになりますよと、右折れか、左折れしてくださいよという啓発の看板と、ここが交差部、法隆寺線からの出る箇所に波線で停止誘導線というような言い方をしているわけですがけれども、波線で表示をさせていただいている。信号等ありませんから、前での停止じゃなしに、その白線で停止して、左右確認して、出てくださいという、そういうようなことでございます。

木澤委員 そこは停止線を引くというようなことは考えてない。

都市整備
課長 三叉路ですので、当然、今の三叉路の交通の優先度からいいますと、直線道路に出るときには、一旦停止をしていただくということになるかと思います。そうしたことで、警察としてもそこを一旦停止の、公安委員会の指定する一旦停止ということには、今現在難しいということで、停止を誘導するということで、波線で既に引かせていただいております。

松田委員 これからのいかるがパークウェイの建設予定地について地権者と具体的な取得折衝に入るという説明を行われているんですが、現時点で考えられている地権者の数と筆数、総面積等の概要について、判っていれば聞かせてもらえますか。

都市整備
課長 取りまとめたものを現在持っておりませんので、後刻報告をさせていただきたいと思います。

松田委員 我々が現時点で認識をしておくというのは、どの程度地権者があって、筆数がどのくらいで、面積がいくらかというようなことは常識的

にも把握しておかないと、これから取得交渉に入っていくやとだけではつまらんとするんですよ。ですから、細部に渡っては困難な面あるでしょうけど、大筋どの程度のことが予想されているのか、或いはこれから交渉に入っていくても、本当に16年度中の取得という見込みの関係、が立つ状況にあるというように考えるのかどうか、ということなども或いは、概要として把握しておく必要があると思うんです。ですから、後でも結構ですけど、判る範囲の関係について資料として提示を願っておきたいと思います。

委員長 それでは後で資料の方、提出の方お願い。藤本課長。

都市整備
課長 当該地域については北側が非常に高いということでございまして、法が発生するという事になってきておりまして、単純に22メートルの幅、そこに両サイド側溝、45センチ取らせていただいて、22.9の延長ということになりませんで、相当ややこしい、丁度、竜田川の付近になりますと、相当法が発生するというような状況になっておりまして、面積的な積み上げについて、直ぐ資料として纏められるかどうか、疑問な所がございまして、地権者数、筆数、その部分については確認させていただいて、報告をさせていただくということにさせていただきたいと思います。

松田委員 無理なことをいうつもりはないんです。現在時点で明らかにできるものについては、図面で明らかにしてくれたらいいとお願いをしているだけということなんです。ですから、その都度、我々としても、皆さん、せっかく努力していただいているのに、認識の違いでいろいろ後手間の起こってくることをないようにだけしておきたいということで申し上げてますので、可能な分野で結構ですから、提示をお願いしたい。

委員長 できる範囲内で、提出の方よろしく願いしておきます。他に。

三木委員 松田委員の質問とだぶるようでしたらお許しいただきたいですが、三室の２件の家について、日頃聞かせていただいています。確認でございますが、代替地、龍田西８丁目の場所であるということですが、この場所について、もう１件については既に町営住宅に入ってもらっていると聞いてますが、もう１件については大体いつ頃かということも、再確認でございます。移動されるのかということの確認でございます。それと、これちょっと松田委員の質問とダブルとお許しいただきたいのですが、次に進められようとしている三室の交差点の部分も含めてですが竜田川から三室に抜けて、三室側の７，８軒の住宅について、もう恐らく交渉に入ってもらえるんじゃないかと思うんですが、そのへんの進捗状況も判ればお知らせいただきたい。全体の流れということは松田委員の方でもおっしゃいましたけれども、もし具体的にそのへんが進行しているようでしたら、お知らせいただきたいと思うのですが。

都市整備
課長 １点目のご質問の代替地の龍田西８丁目の公社保有地の関係ですが、本人さん自身は同じ自治会でという希望をなされているということで、できるだけその意向に答えられるように努力をしてまいりたいと考えているところではございますが、先ほど当初の説明の中で、道路関係、排水関係等の整理もでございます。整理をできるだけ早くして、庁内内部の決定をして相手と交渉をしていきたい。既に国では建物の調査等も終了されているということでございますので、その整理ができ次第、補償額の提示等、行っただいて、契約をしていただくという方向にできるのではと考えているところでございます。

２点目の三室交差までの間に、まだ建物、三室地域にもございますし、紅葉ヶ丘地区にもございますし、そうしたことで、その交渉状況ということでございますが、国においては用地買収についてはあくまでも計画買収を基本に進められているということでございまして、当該地区についてはまだその計画について地元と協議を行っておらな

いということがございます。そうしたことで、道路の側溝の幅とか、そのへんのことの整理もしていく必要がございますので、一旦22メートルで買収しても側溝の幅がまた当然増えてくるというようなことで、2度買収というようなことにもなっていくしますので、あくまでも計画買収を基本においているということで、現在は交渉を進めるということは行っておらないということでございます。

竜田川にかかっております岩瀬橋の直ぐ西側の方については、先般稲葉地区と同じように計画的な買収ということで協力をお願いはいたしております。

松田委員 今の龍田西8丁目の公社所有地への代替地譲渡の考え方が述べられているんですけど、この点について先ほどの説明では条件整備として道路、或いは下水道の問題だとかいう風に言われているんですけど、もう少し具体的に述べていただいて、この道路なり、下水の関係についてどこと折衝を深めていくという関係になるのか、その事が整えば町として実施していくと言うことで、委員会としての関わりというのがあるか、ないかということも問題になると思いますから、その辺について考え方、聞かせてもらえますか。

都市整備課長 最初に説明させていただいた中で、諸問題ということで説明させていただいたわけですが、道路と水路という説明も付け加えさせていただいた訳ですが、その中には当初、公社という、現在保有している簿価もございます。実質、その簿価で処分できるかと言えば、処分できない、今の実勢価格から見て、当時の状況と経済情勢も変わっておりまして、変動がございます。その辺の整理もして、単価差が当然生じてくる。その辺については当委員会におきましても、ご理解をいただかなければという部分が出てこようかと、この様に思っております。道路については代替地として提供する部分については、公社保有地ということで町の方で道路として買い戻しをすればいいと思うんですけども、公社持っている続きの部分が私道という扱い

に、今現在、状況になっておりまして、以前にも町道認定をするに当たって、協力要請もさせていただいた経緯もあるわけですが、少し難色を示されておると言うようなこともございまして、当該公社保有地だけ、のみでの町道としての認定とか、そういう方法についても検討が必要かなと。もうひとつは排水関係についても、その北側の私道部分の側溝の方に流れ込んでいる部分もございまして、その辺の整理も必要になってくるのかなと、この様に思っている部分がございまして、その辺の整理を行ってと言うことで説明させていただきました。

松田委員 言われている土地は、公社が取得をしてから年数が経っているわけですから、その後の維持管理からいって、さっき言われているように、この簿価の関係もいろいろ問題があるんでしょうけど、現在の価格状況から見て、この際にですね、言っておきたいのは、この代替地として充当する場合に、公社から即、地権者への土地譲渡という方法が採られようとしているのか、或いは公社から一旦町が取得をして、そして代替地としてこれを与えるということになるのか、この辺のところの考え方を聞かせておいてほしいと思うんです。

公社の関係はこの関係などを見てきまして、塩漬けの状態になっている関係の場所でもありますから、ある時期にいつか、こう、思い切って処置をするということも考えなきゃならないし、しかもそれが懸案の場合は、その代替地として希望されているということであれば、尚更そういうふうに答えて、バイパスの促進を図るというのもひとつの方法かと私は思うんです。そういう意味でこの辺の取扱いについて、いわゆる疎漏のないように、充分配慮して欲しいと思うんですけど。端的にいいますと、簿価との差の関係、云々となつてまいりますと、これは公社と国という関係で話をして、その差の関係をどうするかということは町になるという風に思うんです。問題は、代替地を希望されている関係の方と、どういう対応になるのかという関係などが複雑に絡んでくると思うんです。その辺などについて、現時点で考え方として示されるものがありますか。この辺の取扱いが、ややもす

ると、公有財産の取得、維持管理と譲渡の関係について、いろいろ問題を起こす要因にもなりかねないと思いますので、この際はっきりしておいてほしいという風に思うんです。それと併せて、8丁目の用地の関係についても、道路の関係などについては、大雑把にいいますと、休日診療所の横の関係が登り口になるのかと思うんですけど、あの関係は道路の方はどういう認知になっているんでしょうか。

助 役

この代替地については、いろいろ当初の簿価との差が非常に大きいということから、町も顧問弁護士に相談しております。そういう中で、やはり、公社が直接買収すること、そして不足分につきましての差額分は町が100パーセント出資している開発公社でございますから、町がそれを補ってもらおうということで、今、一応法律上のさらえとしてやっていただいている状況でございます。課長が申しましたように、その他の道路整備状況もございますので、それはきちっと精査しながら、きちっとした形でしていかなければ、以前、国土交通省に売却し4億あまりの差損が生じたことによる住民訴訟もございましたし、そういうことが発生しないよう、やっていきたいと考えておりますし、今、松田委員がご指摘されました、塩漬けの土地を余り残すということであっては、これも困るわけでございまして、できるだけ処分して、そうした塩漬土地をなくすという方法もございます。そういうことも含めて、適正な処分をしてまいりたいと考えております。

都市整備
課長

元休日診療所の進入口の関係のことなんですが、今現在は、全体がひとつの敷地という考え方になっておりまして、その進入部分が道路という位置付けにはなされておらないという状況がございますので、その部分について道路としての位置付けを設定をするという作業はしていこうと、この様に思っています。

三木委員

今の件に関わることなんですが、今はお一人が代替地で、あそこに替わろうとしているということですが、隣、もう1軒、土地持ってい

る方がいらっしゃいます。そこに住まわれるということは公社の土地の前の道路も町有地になるということで、町有地になれば、今代替地で来られる方、そのお隣に土地を持っている方もゆくゆくは家を建てようとしてらっしゃると思います。そういうことによりますと、その道路が町有地で三室側から入っていくわけですが、そうしますと家が建つわけですから、車で行きますと、その中に車庫があって、車があります。そこから、Ｕターンしてまた、三室側に出ていくという形になると思うんですから、入る方に見ればですね、三室側から入って来て、そのままかぎ型に２５号線の大吉があり、出られればいいなと思ってらっしゃると思います。これは何度も藤本課長とも話をしていますが、やはり道路の地権者、私有地でございますが、３人ぐらいの方が持っていられように聞いています。その辺のところをですね、かなり厳しいようにも聞いておりますけども、時間をかけてでも、そこに入られる方が両方から入れる形が望んでらっしゃると思うんです。そういうことも含めてなんとか交渉の余地がないものか。もうひとつ、水路ですが、排水、当然詰まればあそこの今ある水路、使うわけですから、この水路も私有地になっているわけですね。そうすると、さっき課長がおっしゃったように、ちょっとその辺のところの問題あるとおっしゃいましたが、やはり、道路、排水も含めて、いろんな今後問題が出てくると思いますので、何とかその辺の、地権者の方々にもお話をいただいて、もうひとつ、町が買い取るというようなことをできないものではないでしょうか。その辺はいかがでしょうか。

都市整備
課長

交渉の件については排水をしていくとか、いうことになればその関係する土地の所有者等には声をかけて、ご理解を願った中で、整理をするということになろうかと思いますし、その時に道路指定について、今現在、バリカが立っているわけですが、そのバリカの撤去等をお願いできるかどうか、その辺の話はできるではないかなと思っておりますけれども、買収をしていくということについては、相当以前から道路として既に使われているという状況のある中で、そのままその

部分を買収をして、町有地にするということは今の段階では難しいかなと思っています。あくまでも寄附等をお願いしながら、分筆等必要であれば町で分筆をして、町有地の状態にしていく、その方法でお願いをするということになろうかと考えています。

三木委員 既に道路として使用なさっているということですが、あそこに杭が立っているわけですから、杭を許可を得てどけない限り、そのの行き来はできないわけですね。確かに私有地の方々の車の出入りはするようですが、そこが全部抜けるとい形にはならないわけですね。ですから、今度はいられる方々も通り抜けできればいいんじゃないのかなと思うんですけど、今後の可能性があるのか、その土地を通れる可能性があるのか、町としてのお考え、もう一度聞かせていただけますか。

都市整備課長 可能性を問われますと、可能性はあるということで答弁は、今この場では少しできないかなと、この様に思っています。あくまでもその方向でお願いをするということについては、可能かなと思いますけど、その通りになるということについてはご配慮願いたいということでございます。

松田委員 今の8丁目の関係は、元々問題になっていた土地の関係をいろんな経緯を経て、公社が取得をするということで、問題の解消を図って、そのままになっているわけですね。ですから、代替地として活用しようが、しまいが、この問題についてはいずれ、懸案事項として解決しなければならん事項であることは間違いないんですよ。だからそうしますと、たまたま代替地として供されているとするならば、その時点でもって、この問題などについても一挙に解決するという意気込みでなかったら、いつまで経っても解決できないだろうと思うんです。あの周辺は非常に複雑な所ですから、奥の関係の循環した関係の道路整備というのはいろんな面で難しさはあると思うし、非常に入り組んだ、ややこしい関係があるから、そのことは承知をしているんですけ

ど、いずれにしてもこのことで一足飛びに、積極的に立てていくという取り組みをしないと、代替地として提供することさえも潰れてしまうわけですから、その辺のところを、大変なんでしょうけど、目処を立てて、いつ頃までに何とかひとつの目処を立てていきたいと、というような関係についての対応を処置として、具体的に示すことはできないんですか。

助 役

先ほど私が説明を申し上げましたとおり、代替地として龍田西8丁目の場所を処理してまいりたいという意気込みを持っています。そういうことから、まず、住民訴訟が起こらないような形で処理していくということを考えておりますので、それをいつまでかということになれば、ここで日にちを限定してお答えするということはできないと思うんです。できるだけ早く処置を講じなければならないということを考え、対応しているということでご理解願いたいと思います。

松田委員

いまひとつ、やはり、その取付の横の関係はご承知のように、元、休日診療所跡になっているわけですね。今、合併事務の関係の事務所として使われてますけど。その事なども含めてね、一体的にあの辺の周辺関係をどうあるべきかということを考えて、対応を検討するというのもひとつの方法ではないかと思うんです。いろいろ問題点は十分理解なさっているようでありますから、できればそういった問題も、こういう機会に解決をするという意気込みで、積極的な取り組みをしてみたいと思います。これはお願いですけれども。要望しておきます。

木澤委員

基本的なことを聞いて申し訳ないんですけども、パークウェイの推進もなかなか住民合意が得られない、理解されないまま過ごしていると思うんですが、昭和62年の都市計画道路検討調査報告書を見せてもらったんですが、その時の報告というのは賛成反対、両論で報告が上っているという風に見て、そう感じたんですが、結局パークウェイ

イを推進していくという風に、最終的に決めたというのはどこで決めたということなんですか。

助 役

昭和61年4月から62年3月まで、反対賛成の方々を意見の場として都市計画道路検討委員会を設けまして、そこで、12回、1ヶ月に1回、検討委員会の中でそれぞれの意見が出ました。賛成は賛成の立場からの意見、反対は反対の立場からの意見、両者の意見を十分聞きながら、座長、高田先生が取りまとめたというのが、検討委員会の報告なんです。それについては、報告書の中にも、斑鳩町の都市計画についてという部分がございます、郡山斑鳩王寺線、いわゆる斑鳩バイパスについて、斑鳩町の都市計画そのものは尊重すべきであるが、計画当時の考え方だけで関係住民の意向を確かめることなく、事業化を強行することは避けるべきである。そういう纏めをされています。賛成反対の重要な意見の纏めとして尊重するというので、いかるがバイパス、いわゆるいかるがパークウェイ、事業を推進してきた経緯があるわけです。この報告書が纏まった時点において、町長は関係する自治会に説明に回っておられます。そういうことで住民に説明をしながら、事業の推進の判断された、こういう事でございます。検討委員会の意見の中にもいろいろ代替ルートを含めての検討もございました。結果として、斑鳩町の都市計画そのものを尊重するという形で、郡山斑鳩王寺線、いかるがバイパスを進めていこうという形になったということの経緯でございます。

木澤委員

今話を聞かせてもらって報告の中で都市計画を進めていくべきだという、最終的に判断したというのは町長がされたのか、そのときの委員長さんが報告としては両論ありますというふうに。

助 役

この斑鳩町都市計画道路検討委員会の報告をもとに、町長は斑鳩バイパスを進めていくということの判断をされておられました。意見はいろいろありましたが、住民の合意の努力を進めながら、事業の推進

に向かって今日までやってきた。それが400メートルのモデル区間が完成をし、これから西に向かって稲葉車瀬区間も進めていくということになっています。

木澤委員　今の件は一定の答弁聞きましたが、またちょっといろいろ調べたいと思います。もう1点お聞きしたいのですが、パークウェイに係る費用負担というのは、国と町とで割合というのが決まっているのか。そうか、過去、町がいくら使ったかという費用の資料なんかがもしあれば、いただきたいと思うんですけど。

助　役　道路法では、国が管轄する道路については町が負担すれば、これは違法になります。ただ、それに接続する道路、町道等の費用は、当然出していかなければならないと考えています。

木澤委員　そういったところで、パークウェイにかかわるところで、町が使ってきた費用、そういうのちょっと分かりませんか。

助　役　今申し上げましたように、パークウェイに関する事業費の費用は、道路法では町が支出しては違法だということで、ただ、パークウェイに接続する町道ございますね、それは町が当然接続するための事業をしていかなければならない、こういうことでございますから、その費用は当然、町が、費用というより、町が事業をするという形になってまいります。

委員長　他にないようですので、これをもって「いかるがパークウェイについて」の質疑を終結いたします。

以上、本件については説明を受け、当委員会として了承をしたということで終わります。

委員長　次に、（２）「法隆寺線について」を議題といたします。理事者の

説明を求めます。

都市整備課長 法隆寺線について報告させていただきます。法隆寺線につきましては前回委員会後、特に報告させていただく進捗はありません。が、残っております用地買収につきましては現在鋭意努力しているところでありまして、できるだけ早期に全線の買収を完了して参りたいと考えております。以上が法隆寺線についての報告とさせていただきます。

委員長 説明が終了しましたので、質疑をお受けいたします。

(質疑なし)

委員長 ないようですので、これをもって「法隆寺線について」の質疑を終結いたします。

本件についても説明を受け、当委員会として了承をしたということで終わります。

委員長 次に、(3)「その他の路線について」を議題といたします。理事者の説明を求めます。

都市整備課長 法隆寺門前線につきまして説明をさせていただきます。法隆寺門前線につきましては、東側残り部分の工事について、発掘調査が行われておりましたが、特に重要な遺構の検出や遺物の出土がなかったという事で、5月7日には発掘調査を終られ、現在は歩道部分の石張りの施工や東側広場との境界部分の石段の施工、植栽帯の基礎工事などが進められている状況にあり、県とされましては8月中には工事を終わらせる予定で進めていると聞いているところであります。また、法隆寺門前線事業地内に残っておりました物件にかかります収用裁決等取消訴訟につきましては、各委員さんももう既にマスコミ報道等に

て、ご存知かと思いますが、昨日、奈良地方裁判所におきまして判決の言い渡しがあり、収用裁決の取消に係る請求を棄却、明渡裁決の取消を求める部分につきましては却下するとの判決が下されたところであります。町の東側広場の整備につきましては、県の門前線の整備完了後、引き続き着手して参りたいと考えており、法隆寺・藤ノ木線整備として取り組んでおります法隆寺地区環境整備事業における国からの補助金について、現在、県と調整を行っているところであり、9月議会には広場整備事業費の予算についての補正をお願いいたしたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。以上で法隆寺門前線の説明とさせていただきます。

委員長 説明が終了しましたので、質疑をお受けいたします。

(質疑なし)

委員長 ないようですので、これをもって「その他の路線について」の質疑を終結いたします。
本件についても説明を受け、当委員会として了承したということで終わります。

委員長 続いて、2. JR法隆寺駅周辺整備事業に関することについて、を議題と致します。

(1) 6月町議会定例会に当委員会への付議が予定されています①大和路線法隆寺駅自由通路新設工事協定の締結について、②大和路線法隆寺駅橋上駅舎工事協定の締結について、報告事項の①平成16年度斑鳩町一般会計補正予算(第2号)についてのうち、当委員会に属するものについていずれも関連する内容でありますので、合わせて理事者の方から説明を求めたいと思いますがよろしいですか。

(異議なし)

委員長 それでは、併せて説明を求めたいと思います。西田都市整備課参事

都市整備 J R 法隆寺駅周辺整備事業に関することにつきまして報告させて
課参事 いただきます。最初に（１）の６月議会定例会の付議予定議案から説明させていただきますが、付議させていただく議案の①大和路線法隆寺駅自由通路新設工事協定及び②大和路線法隆寺駅橋上駅舎工事協定の他、この度の駅舎橋上化自由通路整備着手にあたっての自由通路詳細設計協定、橋上駅舎詳細設計、そしてこれらの協定締結にあたって基本事項を定めた基本協定及び基本協定を補完する覚書をそれぞれ締結し、事業着手する事となっておりますので、それぞれの協定の目的と協定金額等について合わせてご説明させていただき、委員皆様のご理解を賜りたいと思います。配布いたしております資料２をご覧くださいながら説明をさせていただきます。

まず、付議予定議案の大和路線法隆寺駅自由通路新設工事協定の締結についてであります。大和路線法隆寺駅に新設する自由通路につきましては、都市施設という事になりますので、本町が施行主体として工事を行うべきものでありますが、自由通路の工事は鉄道軌道上空の工事という事から鉄道事業者である J R に工事を委託して行う事になりますので、その工事施行についての協定を締結する事について、議会の議決を求めるものであります。協定金額は５億 9, 3 5 9 万 4 千円となっており、年度区分といたしましては、平成 1 7 年度に 5 億 1, 1 0 6 万 1 千円でエレベーター、エスカレーター等の機械設備を除く自由通路の本体工事費であります。平成 1 8 年度では 8, 2 5 3 万 3 千円でエレベーター、エスカレーター等の機械設備費であり、２ヶ年で自由通路を施行する事になって参ります。なお、自由通路工事費につきましては、町施設となりますので全額町が費用負担する事になっております。

次に自由通路詳細設計協定についてであります。町の施設であります自由通路部分の設計を J R に委託施行させるための協定であり

まして、設計の総額は3,521万4千円で締結して参ります。平成16年度中に設計を実施して参ります。なお、自由通路は町の施設となりますので、全額費用負担をする事になります。なお、自由通路工事協定額5億9,359万4千円と自由通路詳細設計協定額3,521万4千円の合計6億2,880万8千円をJR法隆寺駅自由通路新設工事委託料の限度額として、平成16年度一般会計補正予算(第2号)で債務負担行為の追加をお願いする事になっています。

次に付議予定議案の大和路線法隆寺駅橋上駅舎工事協定の締結についてであります。橋上駅舎はJRの施設であります。この度の町の都市施設であります自由通路の新設整備によりまして現駅舎等を支障移転する必要があるため、その支障移転に伴う橋上駅舎工事を鉄道事業者であるJRによって工事施行がなされるものであります。自由通路新設に伴い、支障となる駅舎等の移転に要する駅機能回復補償分として必要な事業費を町が負担するという事になっておりますので、鉄道事業者であるJRとの工事協定の締結について議会の議決を求めるものであります。協定金額は13億9,127万円であります。年度区分といたしましては、平成16年度で2億8,076万4千円で、主な費用の内訳は、2面2線化に伴う配線変更工事費及び2面2線化に伴い法隆寺駅の中待線が現在緊急時の待避線として機能しているものを王寺駅へ機能移設するための工事費等であります。平成17年度で4億145万円で、主な費用の内訳としましては、配線変更工事費、仮駅舎建築費、既存建物撤去費等であります。平成18年度で7億905万6千円で橋上駅舎本体工事費であります。3ヶ年での施行となって参ります。なお、この橋上駅舎工事に対するJR負担金としては約9,900万円となっております。JR負担金以外残りが駅機能回復補償負担分として町が負担するものであります。また、駅東側の興留街道踏切の拡幅につきましては、JRによって工事の設計、工程について実施に向けた調整が行われており、踏切拡幅に要する事業費が確定いたしましたら、協定事業費の増額変更をお願いする事になりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

次に橋上駅舎詳細設計協定についてであります。駅舎部分の設計をＪＲが実施する事になりますが、その設計費用については、駅機能回復に要する橋上駅舎の設計として町が全額費用負担する事になります。設計の総額概算は４，１９２万２千円で締結して参ります。なお、橋上駅舎工事協定額１３億９，１２７万円と橋上駅舎詳細設計協定額４，１９２万２千円の合計１４億３，３１９万２千円をＪＲ法隆寺駅駅舎橋上化工事負担金の限度額として、平成１６年度一般会計補正予算（第２号）で債務負担行為の変更をお願いする事になっています。

なお、都市施設（自由通路施設）と鉄道施設（橋上駅舎施設）の区分を資料３の平面図において表示しております。黄色が自由通路施設、ピンク色が橋上駅舎施設であります。

以上の４協定の締結にかかる費用総額が２０億６，２００万円となっており、次に説明いたします基本協定において、総額概算事業費として明記されております。

それでは次に、法隆寺駅自由通路の新設及び駅舎橋上化事業に関する基本協定についてでございます。この協定は自由通路の新設及び駅舎橋上化に着手するためにＪＲと町が互いに意思確認を行うものとして締結を予定いたしております。この協定締結によりまして事業に着手する事が明確になるものでございます。基本協定では、先ほど申し上げましたように総額概算事業費を２０億６，２００万円とし、総額概算事業費の内、ＪＲの負担額が概算で約９，９００万円、そして自由通路新設に係る費用及び自由通路新設に伴い支障となる駅舎等の移転等に要する駅機能回復補償分として概算で約１９億６，３００万円を町が費用負担するという事について明記しております。また、事業期間を平成１６年度から１８年度の３ヶ年事業として実施していく事についても基本協定において明確にして協定を締結する事になっております。また、この基本協定を補完する意味で別途覚書を締結する予定をしております。覚書の主な内容は、この度の駅舎橋上化自由通路整備に伴う用地処理の方法や自由通路部分の用地の取り扱い、整備後の駅前広場の維持管理等について町とＪＲで確認する内容

となっております。以上が事業着手にあたってのＪＲとの協定等の締結についてであります。

次に（２）報告事項について①平成１６年度斑鳩町一般会計補正予算（第２号）についてでございます。資料４をご覧いただきたいと思っております。第７款土木費につきまして、ＪＲ法隆寺駅周辺整備事業において、負担金を５，０００万円減額し、委託料を５，０００万円増額するものであります。当初債務負担行為の予算では、ＪＲ法隆寺駅駅舎橋上化工事負担金として限度額２０億６，２００万円で計上しておりましたが、３月末に橋上駅舎自由通路の基本設計等がまとまりまして、ＪＲとの協議や補助事業等の関係も踏まえまして、先ほど説明申し上げましたように都市施設であります自由通路新設工事については、町の事業であり、それに伴いＪＲが実施する駅舎の橋上化については、それぞれ事業主体が異なりますことから、これらの経費を明確にするため、資料４の債務負担行為補正の表にありますように、ＪＲ法隆寺駅自由通路新設工事委託料として限度額６億２，８８０万８千円を追加設定いたしまして、ＪＲ法隆寺駅駅舎橋上化工事負担金として限度額１４億３，３１９万２千円と変更するもので、それぞれの経費負担を明確にして事業主体別の予算措置に組替えをするものであります。また、債務負担行為の期間であります。当初平成１６年度から平成１７年度の２ヶ年で実施する事としておりましたが、ＪＲと協議を重ねる中で、事業期間が平成１６年度から平成１８年度までの３ヶ年が必要となったことから、期間についても平成１６年４月１日から平成１９年３月３１日までに変更をお願いするものであります。なお、この期間の変更に伴いまして、今年度の事業費が減少いたしますが、先ほど橋上化工事協定の中で説明させていただきましたとおり、法隆寺駅東側の興留踏切の拡幅について、現在ＪＲによって工事の設計、工程について実施に向けた調整が行われており、この事業費の増加が見込まれますので、調整が整った段階で今年度の事業費を整理し、必要な減額補正をお願いしてまいりたいと考えておりますのでご了承賜りたいと思っております。以上が平成１６年度斑鳩町一般会計補正予

算（第２号）についてであります。

最後に前回委員会におけるご指摘事項について報告させていただきます。１つ目は橋上駅舎自由通路の屋根の部材について瓦葺きを検討すべきとのご指摘についてであります。前回委員会におきまして、ＪＲ側との方針として法令上の関係、あるいは社内規定等の関係から、屋根の仕上材として路線内に崩れる恐れのある瓦を使用する事はできないという事で、ＪＲの考え方をご説明させていただいたところであります。町といたしましても前回の委員会終了後、再度ＪＲに赴きまして日本瓦の使用について再度検討いただけないか文書でもって要望いたしました、列車運行及び駅利用者の安全性の確保、また維持管理の観点から瓦使用はできないとの事であり、配布しております資料５の内容でＪＲ側から回答文書がありました。内容は、前回の委員会でご報告させていただいた事が主な内容となっております。ＪＲとしては、日本瓦の使用は困難であるが、景観に配慮しつつ維持管理の容易な屋根材料の使用を検討し、斑鳩町の玄関口にふさわしい自由通路となるように設計作業を進めたいとの事でありますので、委員皆様のご理解を賜りますよう、よろしくお願いいたします。また、前回委員会で追加資料として提出いたしました「鉄道に関する技術上の基準を定める省令」施行後、平成１３年１２月以降において瓦を使用した事例がないかという事のご質問もありましたので、この点についてＪＲに確認いたしました、施行事例はないという事でございます。

次に２つ目のご指摘として、アクセス道路の関係であります。駅周辺整備の全体構想にあります（仮称）法隆寺駅前線をもってアクセス道路を整備すべきではないかとのご指摘についてであります、町といたしましても今日までこの（仮称）法隆寺駅前線、いわゆる駅南口広場と都市計画道路安堵王寺線を結ぶシンボルロードを新家地区土地地区画整理事業と一体的に都市計画に定めて整備していこうという事で進めて参りましたので、ご指摘の関係につきましては十分承知いたしております。しかし、以前からも申し上げてきた通り、当該区画

整理事業が経済情勢等の悪化や反対的なご意見をお持ちの方も一部ありまして、地権者の皆さん方が事業実施の判断に踏み切れないという状況が今日まで続いておりまして、思うように区画整理事業が進まなかったという現状でございます。しかしながら、本年度から線引きの見直し作業も始まり、新家地区に設定されております線引き制度の特定保留区域の位置付け、つまり区画整理組合設立等事業の熟度が高まれば、次の線引きを待たずに市街化区域に編入できるという位置付けであります。このまま事業が進まなければ、この位置付けから外れるという事にもなって参ります。この事から、区画整理事業の実施についても一定のご判断をしていただく必要があります。そしてその結果、地元として区画整理を断念せざるを得ない状況になったとしても、シンボルロードや駅前広場については都市計画決定の作業を進めていく必要があると考えております。シンボルロードを街路として都市計画に定めるためには、駅前広場を交通広場として同時に決定する事が要件となります。単に現在の駅前広場に接続するという計画では認められませんので、道路と駅前広場について都市計画決定の原案作成の作業から始める事になります。そこで資料6をご覧願いたいと思います。これは、道路や駅前広場の都市計画決定の流れでございますが、都市計画の原案作成の際には、まず、道路と駅前広場の基本構想を作成し、地元調整を行い住民意見を反映し、基本計画を作成して参ります。駅周辺の場合にも基本構想をもとにシンボルロードや駅前広場計画について関係する地権者や周辺住民のご理解を得る必要があります。この段階でも相当な期間を要する事となると思われます。地元調整が概ね進みましたら、次に資料の中央上部に示しております県都市計画課をはじめ、警察、JR、バス会社等の関係機関との協議等と十分に行い、その協議結果を踏まえて都市計画の原案の修正、見直し作業をして原案を作成する事になります。これらの関係機関協議段階においても一定の協議期間を要する事が考えられます。そして、関係機関協議事項を反映して都市計画の原案ができましたら次に都市計画法第16条の公聴会の開催等という事になります。これは任意の手続

きではありますが、都市計画を定めるにあたっては、地権者等の利害関係者との合意形成を十分図り、民意を反映したものでなければならないとされており、都市計画決定の手続きを進める上では、この合意形成を図る事が非常に重要であり、計画決定後の円滑な事業推進のためにも必要であります。このように（仮称）法隆寺駅前線、シンボルロードや駅前広場を都市計画決定する為には非常に期間も要するという事でございます。この事から町といたしましては、今現在進めております橋上駅等が整備完成しますと暫定的にでも県道に接続するアクセスルートの確保が必要となりますので、3月の委員会で提出いたしましたアクセスルートをまず確保したいと考えております。このルートに関しましては一部地権者にも協力をお願いしているところでもあり、南側農地内の土地開発公社用地も活用でき、また、地権者数も少ないというメリットがあり、駅舎整備の進捗に合わせて早期に整備ができるという考えからの計画でございますので、ご理解を賜りたいと思います。なお、途中でカーブするなど道路計画としてどうかというご意見もいただいておりますが、地権者のご協力が得られるものであれば、真っ直ぐに南へ三代川まで抜けるような計画で進める事も可能かと考えています。いずれにいたしましても、この度の橋上駅舎整備と併行して新家土地区画整理事業関係者の意向を確かめながら、（仮称）法隆寺駅前線、シンボルロード及び駅前広場の都市計画決定をできるよう作業を進める考えであり、将来的には安堵王寺線、シンボルロード、駅前広場を順次整備する考えでありますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げまして、報告及び説明とさせていただきます。

委員長

説明、報告が終了しましたので、午後3時まで休憩いたします。

（午後2時44分 休憩）

（午後3時00分 再開）

委員長	再開いたします。 追加で資料をいただきましたので、説明を求めます。
都市整備 課長	先ほど依頼のございましたいかるがパークウェイ稲葉車瀬区間の用地の一覧ということで、5月27日現在ということで、まとめさせていただきました。土地買収者数ということで全体では32人ということでございますけども、2件の方について買取要望対応がなされておりまして、実数は30人ということです。筆数について86筆ということで、括弧書きの5筆、既に関済済みということで、今現在81筆が残っているということです。面積的には全体で14,600平方メートルありますが、その外のかた5筆で2,016平米を既に関済しているということですので、残りの買収ということになってまいります。以上です。
委員長	松田委員、それでよろしいでしょうか。
委員長	先ほど、JR法隆寺駅周辺整備事業に関することで6月議会定例会に付議予定の議案と、駅前整備事業について一括で報告いただきましたので、それについて質疑あればお受けいたします。
松田委員	継続して審議をされている事項で、今回から私入ってきて、今まで議論が行われているものをお聞きをするようになるのかもしれませんが、その点についてお許しをいただきたいのですが、6月に予定をされている議会にですね、自由通路の新設工事の協定の締結であるとか、或いは駅舎工事の協定の締結について、議会の承認を求めると、言って、直ぐ纏められるという前提で説明が行われているんですけど、配布をされている資料を見る限りですね、自由通路の関係につきましても、結局、工事施設の概要が、一体、何がどういう風になっているのか分からない。駅舎の関係についてもどのように出来ていくのか、全く明らかでないと思うんです。特に提示をされている平面図、

1枚だけでですね、何も分からない。特に、法隆寺らしい云々ということで、ホーム上での展望台を設けるかというのがありますけど、どこから、どう入ってくるのか、さっぱり分からない。しかもこれだけ大きな関係のですね、工事概要について議会の承認を求める感じにしては、もう少し工事概要について十分に理解できるものがないかならんとすると思うし、恐らくそういった関係については本協定であるとか、或いは覚書などで記載されるんだらうと思うんです。もしもそうであるとするならば、そういう内容のものを提示をしてほしいと思うんです。そうでないとこれだけの大きな金額を契約する中で、中身が全然、我々には理解できない。というようなことではですね、審議に全然値しないのではないかと、いうような気がするんですけど、これは今までに委員会でご説明が行われてるのか分かりませんが、そんな感じがする。そのことについてはどうなんですか。

都市整備
課参事 工事概要につきましては3月26日の委員会の中で、詳しく施設の内容につきまして、ご説明をさせていただいておりますが、ご指摘の自由通路の工事概要ということでございますので、ご説明をさせていただきたいと思いますが、自由通路の面積といたしましては、654.56平方メートル、有効幅員は6メートルの幅員がある。階段につきましては両袖階段、南北とも4基あるわけでございますが、階段につきましては、それぞれ、南側が2メートルの幅、3メートルの幅、北側には1.5メートル、2.5メートルの幅の階段を設置をしていくということでございます。エレベーターにつきましては。

委員長 暫時休憩します。

(午後3時06分 休憩)

(午後3時28分 再開)

委員長 再開します。

	担当課の方に追加資料等についての説明、追加説明、併せてお願いいたします。
都市整備 課参事	今、ご説明申し上げました協定につきましては、基本協定並びに、今ご説明させていただきました中の自由通路、橋上駅舎のもので、詳細設計につきまして、次回の委員会の中でＪＲとも最終の詰めをさせていただいた中で提出させていただきたいという風に考えておりますので、よろしくお願いしたいと思います。 先ほど、お手元の方に自由通路並びに駅舎の施設概要の一覧というのを配らせていただきました。その中で、詳細にはなっていないかもわかりませんが、この基本設計におけます種別、内容について記載しておりますので、ご参考いただければという風に考えておりますので、よろしくお願いしたいと思います。以上でございます。
吉川委員	まず、この図面、この前にもお願いしていたが、見難くて、こっちゃんのやつはこう向けんなん、こっちはこう向けんなん、先ほど休憩中に聞くと、ＪＲの方は東京、東京向いてというのは分かるけど、図面ぐらい同じようにしてもらわんと、どないしてもこない見るんや。反対や、図面。この前のときをお願いしてねんや、わし。一緒やん。ひとつも改良あらへん。それはもう、しゃあない。今後考えてもらいたいと思う。 まず、１点は、先ほど、アクセス道路おっしゃった。そこは私はＪＲの用地やと思う。それはＪＲは無料で、無償で提供してくれはんのかどうか、というのが１点。それからＪＲが負担する９，９００万円の内訳でんな、この図面の駅事務室、書いてますね。これだけになるのか、他に何かあるのか、この９，９００万の内訳、まず、２点教えてください。
都市整備 課参事	２面２線化で、１線廃線されるわけですが、廃線になった１線分の用地につきましては、有償で譲渡を受けるということで、今、

協議を進めているところでございます。そして、9,900万円の内訳でございます。仮想駅舎の建替相当額ということで、現在の駅舎を撤去するわけでございますが、新たに駅舎を建てていく中で9,900万円の費用がいるということで、それが負担金額になってございます。その内訳で、仮想駅舎建替相当額ということで、3,900万円、跨線橋の建替相当額で4,700万円、エレベーターの整備相当額が800万円、それらの負担額に対する管理相当額ということで、500万円の、合計9,900万円ということでございます。

吉川委員 前にですね、この説明の中で、橋上駅舎の屋上に展望台を造って、やっぱり斑鳩らしい、何をして、あっから、三塔見えるような話も委員会でしゃあはったことがありますな。覚えてはりまっしゃろ。そういう風な話はね、いやこういうことで、せんどJRと交渉してんけど、無理やってんとかね、一向に聞いたことあらへん。もう、理事者のペースで、もう、何でもかんでも、ほんで6月に、これ了解せいや。何、了解できますの。こんなもん。わし、はっきり言って、よう了解せん。

都市整備課参事 確かに、議事録を拝見させていただく中で、吉川議員から展望台ということのお話も聞いて、議事録にもございます。その中で、やはり高さ制限等もある中で、今の最高頂部から展望台を設けるということは高さ制限があると。だから、そのやり取りの中で、駅前やったら、もっと高い建物建ってあるとこ、ようけあるの、そういうことは変更しゃあへんのか、というようなニュアンスの表現で議事録あったかのように、そういうことで、今現在の高さでも、法隆寺方面、北側を覗きますと県道大和高田斑鳩線の中で、4階建ての建物がある中で、五重の塔が陰になるというようなこともございまして、お寺は見えないですけれども、ガラス張りのようなものの通路にして、外壁をガラス張りにして、周囲が見渡せるようなものにしていこうと。また、意匠の関係等も考える中で、そういうことで、展望台は設けられないが、そういう形で整備していこうということで、ご説明を申し上げた経緯

が議事録を読む中ではございましたので、そういう質問に対しまして、一定の答弁はさせていただいているというように考えておりますので、よろしくご理解いただきたいと思います。

吉川委員 ご理解してくれと言うても、今初めて、それ聞いただけや。それもこっちから言わな、何にも言うてくれへん。そんなん、ご理解せいとか、言うてもできんの。このＪＲの用地買収についてもでんな、こっち先やってしもたら、向こうの思う壺や、こんなもん。いつ契約できまんの。これを仮に認めてやった場合に、その買収金額については、買収の契約については、いつできまんの。見通し付いてまんの。話し合いしてはんのかいな。教えてください。

都市整備
課参事 単価的な話は具体的には、まだ、協議の中には入ってきておりませんが、基本設計する中で、そういった用地について、駅前南の駅前広場については、この整備に関しては無償でＪＲの用地を使用させてもらえるということは話は出来ておりますが、廃線に伴います用地の分については有償譲渡ということで、協議をさせていただいておりますけれども、詳細設計に入っていく中で、単価の協議にも進んでいくという風に考えておるところでございます。

松田委員 吉川議員が再度質問をされて、どないなってるのかなという感じがするんですけど、法隆寺を斑鳩町の玄関口にふさわしい駅舎として考えていこうという時に、常に私は今日まで主張してまいりましたのが、展望台の関係を主張してきたし、しばしば、そのことに考え方について、町側の見解も聞いてきて、そのような方面を築いていると思う。ところが、今までの論議を聞いているとですね、なんか、そのことが飛んでしまっていると、いう様な方向になりつつあるように受け止めるんですけど、これは本当ですか。もう、そういう点、具体的な考え方というのはないんですか。それは町は断念したんですか。

都市整備 課参事 先ほど、ご説明申し上げましたように、展望台的なものは断念せざるを得ないということで、周囲が見渡せるようなガラス張りの通路にしていこうということで、今、進めさせていただいているということで、ご理解をよろしくお願いします。

松田委員 僕はね、それは全くナンセンスだと思うんです。周囲が見えるようなガラス張り云々というのは、自由通路の関係でしょ。自由通路の関係というのは、防風関係とか、防火対策なんて言ってみたってね、ガラス張りにすることは当然なんですよ。だから、しいて屋根の関係なんかどうかということも言ったりするし、最近の関係というのは、みんなもそうですよね。そんなもの、通路だけで、開けっぴろげで、防護壁の関係もないのもどこにでもあるし、こんなもの、当たり前のことなんですよ。そのことによって、展望台的な関係、斑鳩町らしさという関係を変えたんだということについては、全くそれはナンセンスです。そういうことになっていないし、そういう関係の報告を今まで受けたこともない。それは当該委員会の委員の皆さんがそんなこと聞いてないというなら、尚更ですよ。そのことが斑鳩町のJR法隆寺の関係の特徴的な建物という風に、私は思ってたんです。しかもそのことについて、かなり何回も、今日まで見解についてお尋ねをしてきたつもりなんや。それでも、そのことについて否定をされていないし、マスコミなんかの紙面を見ても、やっぱりそれに似たような事を書いているんです。今言われているような関係について、自由通路をガラス張りにするからということで、周囲見える。周囲見えるはずない。近隣は見えるでしょうけど。展望できる状態にはない。そのところについては、もう既にそういう面です、そういうことを断念したんだと、云々言うことについてきっちり委員会に言ってもらって、しかもそのことを委員会の結論として、断念したという報告を了承するのなら、了承したということにし、議会全体の関係にも了承するようなことにしてもらわないと、全く食い違うわけです。私自身、初めて、そんなことになってきているのか、ということを知ったわけで

す。そうすれば、斑鳩らしさというのは駅舎に何を求めるのだ。橋上駅にして、その通路の関係についてガラス張りにしたというて、周りの見通しよくなったということになるんですか。どうして斑鳩らしさということに、強調したことになるんでしょうか。僕はね、どうしてもそのことが出来ないという関係については、予算なり、財政の負担面から云々というなら、まだ分からなくもない。将来の予想を残してできるものだったら、していこうと。ただし、今回は一応、断念させるを得ない。しかし、その可能な状況というのは作っておこうということであるとか、という関係ならぎりぎりの努力をして、それは分からないことではない。ところが、スカッとそのことについて諦めてしまっている。確かに、関西線の関係でそういうところないですよ。そういう駅舎の関係はどこにもない。無いからということで、J Rが困って云々というて、そのことに町があわして、了承したということであれば、これはやっぱりもう少し、委員会でも議論しておいてもらわないと、主要な、言わば法隆寺駅の駅舎建替えについてのメインです、それは。我々期待していた。そんな風に処置をされてしまったのでは問題だという風に私は思います。委員会審議の経緯があるんなら、私は謝罪しますけど。私はそう思います。

助 役

今、松田委員がおっしゃるように、法隆寺の展望のビューポイント整備、そして、やはり世界遺産をバックに相応しい駅舎整備ということで、今までやってきたわけでございます。この計画を建てる段階においても、ビューポイント、いわゆる展望施設の経緯の問題も考えたわけでございます。高さ制限、日陰規制等ございます。法を破ってまで出来るのかということで、断念せざるを得ない、ということで経過になっているわけでございますが、今、言われるように、それについての吉川委員から質問も確かにありました。先ほど、参事が申し上げましたように、高さ制限その他についても、具合が悪いというようなことで答弁をしておりましたが、そういう流れだけで、これをきちっとした形で諦めたという説明は確かにしていませんでした。やはり、

我々といたしましては、法隆寺の遠望というビューポイントの整備は必要でございますから、それに力を入れてきたことも事実ですが、高さ制限、日陰規制ということに対しての、法律の範囲内ということでの進めで行いました。今はビューポイントを外した考えで整備を進めているということでございます。

吉川委員　　今、高さ制限、おっしゃってますけど、これは斑鳩町で変えようと思ったら変えられまんねやろ。変えられまへんのか。斑鳩町だけは、よそはなんぼでも高できるけど、斑鳩町高できまへんのか。こんなん、このままやったら、南側仮に、再開発やる、仮に何した時に、土地利用考えても、そなん駅前で4階ぐらいまでしか建たへん。3階までしかいかへん。15メートルでっか、ここ。15メートルまでいかへん、いう様な規制、仮にしたらでっせ、そなん動きますか、実際に。動きまへんで。

助 役　　吉川委員の言われること、ごもっともでございます。町が変えるといえ、変えられることはないと思います。都市計画の変更ということで変えることは出来ないこともないのですが、町の都合で、何でもかんでも変えるということになれば、斑鳩町全体の問題として示しがつきません。そういうことも含めて、決められた法律の中での高さ制限、日陰規制について、それに従った形で行政は進めていかなければならないと思っておるわけでございます。

吉川委員　　今の関係やなしにでも、仮に南側、これから道路をつけたり、いろいろ整備していかんなん。その中でね、今おっしゃっているような高さ制限やったら、誰も協力してくれませんか、実際。そのことを話し合ったことありまんのか。道路ひとつにしても、先ほどからの説明でも、11年の委員会に示してはんねん。もっと、図面出して、みんなに、こういう具合にやりまんねん言うたら、やっぱりもっと努力してくれんなあかんが、そなん。あかんかったら、こっちへ変える。

それもまっすぐな道路やっただけえけど、こんな道路つけたら怒られんがな。誰がみんな理解してくれはりまっせ。ここやったら、いや了解求められまんねん。言うてはんねん。了解求められるところやったら、どない曲がってどない行ってもいいのか、言うのになるが。そんな風では私はないと思うね。仮にちょっと遅れても、やっぱりちゃんとした、やっぱり計画に則って、やっぱり私は進めるべきだと思う。もうちょっと真剣に取り組まらへんのかな、これ。ひとつ斑鳩町の顔にしようということで、できまへんのかな。

助 役

確かに我々といたしましては、法隆寺駅は法隆寺の玄関口として、斑鳩町の顔でございます。今、吉川委員がおっしゃったように、斑鳩というイメージを十分に出しながら、法隆寺駅の整備をしていかなければならないと思うわけでございます。そういうことから考えますと、無制限に高さが高くなるような施設はあまり好ましくない。総合計画におきまして、低層で良好なまちをつくろうということで進めております。そういうことを含めて、高さ制限以外においての、顔としての、これを本質にすべきであろうと、このように思っておるわけでございます。ご指摘のように、何でもかんでも変えていくということは、町がすれば出来ないことはないわけでございます。そうすることによって、住民が非常に反発されることもありますので、また、斑鳩という地域の風土といいますか、地形といいますか、そういうものを汚すようなことになっても困ることでございますので、それらを十分考える中で、法隆寺駅は斑鳩の玄関口としての整備を、顔としての整備を図って行きたいと、このように考えています。

吉川委員

助役さんもそこまで認識してくれはんねからね、苦しいのは分かる。分かるけども、やっぱり何とかみんなで力合わして、斑鳩町に一番、まあはっきり言って遅れている。この前もわし、申し上げたと思うね。河合行って、言われて腹立ててんねん。人のこと構うなど。うちはうちのなりに考えてんねんやと、心の中に思っ。せやから、や

っぱり斑鳩町は遅れよかったけども、やっぱり斑鳩町にふさわしいものしよかったと、私は考えてもらいたいと思う。道路、駅前広場、都市計画原案作成の概要ということで作ってきたけど、こんなもん、できる前から都市計画、何して行こうと思ったら、こんだけの何をせんなんということは分かったわけや。今これ出してきて、いやこれやろうと思ったら、時間掛かるので、できまへんわと、言いたいねやろ。そんなわけに行くかいな。そんなもん、始めから分かったことでっしゃろ。せんなんこと。

松田委員 僕は高さ制限の関係を理由とする関係の、J R 法隆寺駅の展望台を断念せざるを得ないという理由についてはね、納得しかねるんですよ。少なくとも、斑鳩町の関係で高さ制限の関係というのは、最高5階建て云々ということは決めています。そのことは念頭におきながら、橋上駅になって、そこからの関係についての展望、どの程度の関係の展望ということを、斑鳩町の全体との風致を壊さない関係という意味での規制だと思うんです。そういう意味から、今ここで高さ制限を理由にして、しかも自由通路の関係、ガラス張りにするからということで、展望台の設備その他関係、今日まで、十分そういうことについては配慮するという説明を、反故にってしまう、いう説明についてはどうしても納得はできません。従って私は現時点において、この計画については賛成できません。

三木委員 一連の流れの話を聞いてますと、今回のこの計画について、ずっとこの1年間見てますと、どうもその、J R 主導になっているんじゃないかという気がするんです。わたし、意匠の問題、景観の問題、非常に興味持って、発言させていただいてますけども、やはり、屋根材についてもですね、4月のこの委員会において、まだ日本瓦が取り入れられるという要素があった、この委員会だったわけです。5月の委員会になったら既にJ Rの方から、もう日本瓦は、使えないんだと、社内規定も含めてということで、J Rのほうが既に決めてきてるんです

ね。で、今回、6月、この、理事者側の話ですと6月の委員会か、もしくは6月議会で決めたいというお話でした。やはり、今までの皆さんの意見も聞きましてですね、JRの主導型という部分も含めて、理事者の皆様のほうは、そうせざるを得ない立場だったとは思いますが、僕はやっぱりみんなの意見を聞いてですね、さあ、果たしてこのまま、この協定に持っていったいいものか、どうか、疑問に感じます。それともうひとつ聞きたいのは、理事者側の方々は今、現状はですね、JRといつ頃、基本設計について、16年度中と書いて言ってますけれども、いつ頃までに進めなければいけないという、そういうものは実際に進捗の中で、分かってらっしゃると思うんです。だからといって、じゃあそうするという意味ではないんですけど、ひとつ目の質問として、今のJRとの進め方、詳細設計協定、16年度中という、この辺のところはいつ頃までにこれを結論出さないといけないとお考えでしょうか。

都市整備
課参事

詳細設計の出来上がる時期ということで、16年度ということで、先ほどご説明申し上げましたが、この協定が締結と同時に業務の方にはかかっていたかとは思いますが、16年度中の作成、自由通路の詳細設計につきましては、で、本体工事にかかりますのは、17年度からということで、16年度の工事につきましては2面2線化の、構内の事業になってこようかなという風に、今、考えて、協議を進めているところでございます。

瓦の件につきましても、3月26日の委員会の中で、三木委員が、現在の瓦の都合もさせていただいている中で、助役の方からも、その時点でも、難しいという答弁はさせていただいているという風に、議事録の中で、うかがいしれるところでございますので、4月、5月でも、JR主導とおっしゃっていただけてますが、あくまで町は町の意見を申し上げながら、協議させていただいていると考えておりますので、我々としてはJR主導とは思っておりませんので、そのへんはよろしくご理解賜りたいと思います。

三木委員　　今月の中で、この協定の、ＪＲ側との日時をいつ頃までかと、いうことを聞いているわけで１６年度中というように書いてますけど、僕が聞いている限りでは、この６月の議会においては、既に決めて、協定を結んで、進めていきたいと聞いていますので、その辺の時期的な事をなぜ聞いているかといいますと、一番大事なのは協定を結んでしまったら、今、委員の皆さんがおっしゃっているような、展望台の件を含めてですね、もうそれで終わりなのかと、それでもう意匠も含めて全部決まってしまうのか、我々委員会の方は、それ以上先に進めないのかということが心配で僕は質問しているわけです。

都市整備
課参事　　協定を結んだらそれでいろんな意見は通らないのか、というご意見のように思いますが、屋根材ひとつにつきましても、日々新しい素材が出てくる中で、ＪＲとも協議する中で、設計の中で、ＪＲ法隆寺駅にふさわしい、仕上げ材でということでございますから、それもどういようなものかということは、資料を提供していく中で、検討して決めていくということですので、この協定を進めたら、それでそのまま進んでいくということではないという風に考えております。

そういうことで、ご理解賜りたいと思いますし、詳細設計はこの協定を交わす中で、スタートということですので、時期的には１６年度中のいつになるかということは、ここで今、明らかに申すわけには行きませんが、協定と同時にスタートするということで、ご理解を賜りたいと、そういう風に思います。

三木委員　　もう一度お尋ねしますが、要は展望台の件であるとか、そういうことがですね、やはりまだ検討する余地があるのか、そういう時間的な余裕があるのか、というお尋ねなわけですね。瓦の件についてはまだ私聞いてないわけであって、また聞きますけども、その辺のところなんです。私がＪＲ主導というのは語弊があったかもしれませんが、我々がまだ理解しない間に進められているという部分があるんじ

やないかと、展望台の件もそうだったと思いますけど、私が理解するのは、町長も展望台、せいというようなことも言ってましたから、当然そうなるのかなと我々も思ってたわけですね。それ以後何もなかった。私は個人的にはいろいろ聞いてますけども、委員会でははっきりそういうものが出なかったということで、今質問されていると思うので、そのへん、まだそういう、我々が議論して変更できるかどうかという余地はあるんでございますか。

都市整備
課長

個人的には聞いているという、お話を聞かせてもらったんですけど、3月の段階で助役からきちっと、この委員会の場で展望台については難しい状況にありますと、ご理解をお願いしたいということで、助役から説明もさせてもらっているんですよ。個人的になにも、難しいですよという説明をさせてもらったということだけじゃなしに、委員会の席でそういうことを説明させてもらってますので、その辺ちょっとご理解いただきたいなと思うんです。全く、何も聞いてないという状況にはなっていないだろうと、このように思います。

それから、完全にJ R主導という言い方をしているわけですけど、これをやるに当たって、他の駅も大体2線あって、ホームがあって、形は大体同じになるんです。ただ、斑鳩町としてどう造ってほしいかというのは、意匠、外観、案内スペース、展望施設、そういうものについて、どういうように確保してもらえるか、確保してほしいということでJ R側に要請をかける。案内施設については、展望施設としての北側部分で、ガラスにして、北側を見られるようにして、その下に案内施設を造ってもらおうと。そこで観光シーズンになれば、その場所に人を配置して、ボランティアの方にでもお願いをして、そこで案内をしていただけると、そこで北側を望めれると、それがきちっとした形で北側が展望できるかどうか、分からないんですけども、そういうスペースを確保してくださいというようなことで、お願いもしたり、それから、自由通路の東側からの、階段であれば西側からぐると、というようなこともあって、西側からの階段も確保してくださ

いというようなことで、両サイドの自由通路の階段を確保している。こちらの調整もつけてもらいながら、この計画をさせてもらっている。西田参事は4月からなので、そこまでの協議は私のほうでやってきておりまして、何もJR主導で、そのまま押し切られて、ここまで来ているという状況ではないと。もうひとつの踏み切りの話も当初ありましたですけども、西の方に持っていけば踏み切りの方がある程度確保できるという方針もいただいたんですが、今の現状の位置で踏み切りを確保する方法を考えてくれということで、JR側に要請をして、今の位置で2.5メートル程度でも広げるという前向いた方向で、今、検討してもらっています。それで、当初の説明の中で、その事業予算についてはここに見込まれておりませんので、その見込みについて確定すれば、事業予算として協定部分の変更なり、追加の協定なりで対応させていただきたいということで、お願いをさせていただいたということでございますので、何分、今までの対応について、ご理解願いたい、このように思います。

委員長 今日は意見、このまま行っても平行線を辿るような気がするので、次回の委員会、後で日にち等あれですが、までに理事者のほうから、もうちょっと説明可能なちゃんとした資料を提出していただいて、その場で再度検討していただく、ということで、皆さんどうでしょうか。

三木委員 僕は質問が残ってますので、このまま引き続き。

松田委員 あとの人、了承して、委員長判断に私はお任せしたいと思いますけども、仮に、そうなったとするなら、先ほど、踏み切りの件でましたけどね、例えば、上下線の関係の停止位置の関係の変更などの面については本当にもう、考える余地がないのかどうか、ということですね。そのことによって、踏み切りの関係などのセクションの関係というのは、随分、多少、余裕が出来ると思うし、今の関係は、通過列車と各停の関係でのセクションの設計の仕方していると思うんですよ。今

後、2線になってしまいますから、退避という関係は考えられませんから、そうすると、勢い、中間停車場の関係になってくると思うし、そうすると踏切の条件というのは当然変わってくると、変わらざるを得ないですね。そういう面から見て、停止位置をもう少し、王寺寄りに寄せることによって、多少その面については、低床ホームの高所化を考えなん向きがあると思いますけども、ホームの延伸そのものは必要ないわけです。現在あるんですから、低床ホームでありましてもね。そういうようなことによって、もう少し、踏切の関係についてでも、余裕を持った形というものが考えられないのかどうか、僕は考えられるような気はするんですけどね。問題は踏切警報装置の関係と接近予防装置の関係になるんだろうと思うんですよ。ひとつの条件としては、接近予防装置のセクションの関係、遮断機の高低関係になります。それぞれの通過列車のどうかしりませんが、そういう関係によっては改善の余地はあるのかなと、いう風に思ったりしますし、そういうことについても、もう少し練ってJ Rと詰めてみてください。

確かに先ほど課長も言っているように、今日まで退避線あったんで3線あった関係を2線にして、スペースを生かして、そしてこういう構想になってきたという関係についてはそれなりに折衝などがあったんだろうと私は思うんです。ところが、先ほど今日まで私が、いつもどうしても、こういう関係についてはJ R中心になりがちです、主体になる方向がどうしても出てくる。町はああだ、こうだと言ってみても、そうなってくる。そして、最終的に予算的な負担の割合の関係になるし、概ね、全面的に町が、自治体が、負担をせざるを得ないという形になることは間違いないわけです。それでも尚且つ、せい、ということになってきたら、J Rはずっと、応じると思うんですよ。ただ、そういうことで、かなり大規模な、法隆寺の橋上駅化に関して、提起をしたこともあるんですけども、だめだということで、蹴られて、一般的な橋上駅化の関係だけになってしまいました。先ほど、課長が言いましたように、いわゆる一般的な橋上駅化の関係になってきますと、なんばの駅から関西線の法隆寺まできて、奈良まで見ましても、

特殊な関係というのではない、一定規格にはまった形の建物、それが従来もそうであったけども、今回も同じことだということで、特徴ある建物の関係というのはいらない。特徴ある建物のなんていうのは、奈良の駅舎だけ特徴ある建物だったんですから、関西線においては。だから、せめてこの斑鳩という特徴ある形のものが、じゃあそれに変わるものがなにができるのか、というようなことについて、もう少し、考えてもらわないと、これ程大きな負担をかけながら、このことについて、あまりにも単純すぎるのではないか、また、ある意味では折衝の関係でも淡白すぎるのではないかなというような感じがして仕方がありませんから、そういった面についてもどの程度まで最終的な町が基本方針を建てながら、そのことを承知をさせていく、或いはさせる、そのために評価がどう変わってくるか、ということがあるのかも分かりませんが、僕は詰めてほしいなという感じ、意見として持っていますので、それだけ申し上げておきたいと思います。

後は委員長の判断に任せます。

三木委員 次の委員会では決められてしまっているかもしれないということなので、確認でご質問させていただきます。

以前から私がお話をしている屋根仕上げ材料について、J Rから北村部長宛てに回答が来ています。読ませていただきますと、日本瓦は落下防止等、維持管理上の問題で日本瓦は使わないというお答えになっているようでございます。それについては理解するんですが、その下に日本瓦の使用は困難ですが、景観に配慮しつつ、維持管理容易な屋根材料の使用を検討し、貴町の玄関口にふさわしい自由通路となるよう設計作業を進めてまいりますと書いてある。ここです、屋根材料等について、玄関にふさわしいということで、景観に配慮しということなんですが、この辺ひとつ具体的なことで、やはり金属でということでございますか。

都市整備 金属でもって、そういう日本風の瓦自体を施工していただきたいと

課参事	ということで、J R側に要請をしているということでございます。
三木委員	多分そうだろうという風に考えましたけども、それではやはり、金属においても以前から申し上げているように、非常に金属も技術が発達してまして、非常に日本瓦に近い形状のもの、色、艶含めてあるようでございますので、その辺是非J R側と協議いただいて、見た目はほとんど日本瓦と変わらないというような材料を持っていただけるように、また、その結果は委員会の方にもいただければと思っております。それをお願いしておきます。 それともう1点、先ほど西田参事最後の方から、道路、駅前広場の都市計画案作成の概要の件について、シンボルロードですね、これは安堵王寺線とつながってくるという事で、この委員会でも吉川委員をはじめ、さんざん言っておりますけども、この件について先ほどのお話の中では駅舎造りが19年度中ということです。あと3年あるわけですね。この表で見ますと、これだけいろんなことしていかないとならないんだと、時間が掛かるんだよと、だから大変なんだというふうに私も理解してましたけども、要望です、これだけ掛かるのであればもう既に今からでもそういうような形で進めて行って、19年度のできるときぐらいには、もう既にかかろうかとか、そういうような準備態勢もできるんじゃないだろうかという風に思いますので、意見として、要望しておきます。
委員長	そうしましたら、先ほど松田委員からもJ Rに再度話を詰めていただきたいと、いろいろ意見も出ております。理事者のほうにもそれをお願いするということで、次回の委員会で、詳しい話を聞かせていただくということで、本日、この案件についてはこれで終わらせていただいてよろしいですか。
吉川委員	それはそれで結構ですねけども、これは理事者のほうは6月議会にださんないかんのか。

